

Q1007. 配転命令が無効になるのはどのような場合ですか？

配転命令がどのような場合に無効になるのかについて、法令上の規定はありませんが、当該配転命令が、

- ① 「業務上の必要性」がない場合
- ② ①が肯定できるとしても、不当な動機・目的をもってなされた場合
- ③ 労働者に対して通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせる場合には、配転命令が権利濫用として無効になると考えます。

裁判においても、配転命令権の行使について、「使用者は業務上の必要に応じ、その裁量により労働者の勤務場所を決定することができるものというべきであるが、転勤、特に転居を伴う転勤は、一般に、労働者の生活関係に少なからぬ影響を与えずにはおかないから、使用者の転勤命令権は無制約に行使することができるものではなく、これを濫用することの許されないことはいうまでもないところ、当該転勤命令につき業務上の必要性が存しない場合又は業務上の必要性が存する場合であっても、当該転勤命令が他の不当な動機・目的をもってなされたものであるとき若しくは労働者に対し通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものであるとき等、特段の事情の存する場合でない限りは、当該転勤命令は権利の濫用になるものではないというべきである。」と述べられています（東亜ペイメント事件最高裁第二小法廷昭和61年7月14日判決）。

弁護士法人四谷麴町法律事務所
勤務弁護士作成